

# 工事等における入札・契約の過程に係る苦情処理の手続について

制 定 平成 19 年 12 月 27 日付け 19 財契第 673 号、19 技第 119 号  
財務部長、技術管理室長より技師長あて

標記の手続については、「入札等監視委員会の設置に関する規程」(水公規程平成 6 年第 27 号)、「一般競争入札方式の手続について」(平成 15 年 8 月 26 日付け 15 経契第 197 号、15 技第 74 号)、「建設工事における一般競争入札方式の拡大について」(平成 18 年 9 月 26 日付け 18 財契第 472 号、18 技第 124 号)、「公募型指名競争入札方式の手続について」(平成 15 年 8 月 26 日付け 15 経契第 198 号、15 技第 75 号)、「プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の特定手続について」(平成 8 年 4 月 1 日付け 8 経契第 369 号、8 技第 51 号)、「公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定手続について」(平成 8 年 4 月 1 日付け 8 経契第 370 号、8 技第 52 号)、「公募型競争入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続について」(平成 8 年 4 月 1 日付け 8 経契第 371 号、8 技第 53 号)及び「簡易公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定手続について」(平成 8 年 1 月 1 日付け 8 経契第 926 号、8 技第 175 号)(以下「規程等」という。)に基づき、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成 12 年法律第 127 号。以下「法」という。)及び法第 15 条第 1 項に基づく「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(平成 13 年 3 月 9 日閣議決定)において、入札及び契約の過程に関する苦情を適切に処理する仕組みを整備するよう定められた趣旨等を踏まえつつ行われているところであるが、規程等によるほか下記のとおり行うこととし、平成 20 年 1 月 4 日以降に入札等の手続を開始するものから実施することとしたので、通知する。

なお、本通達の制定に伴い、「工事における入札・契約の過程に係る苦情処理の手続について」(平成 16 年 3 月 26 日付け 15 財契第 657 号、15 技第 152 号)は廃止する。

## 記

### 第 1 対象となる工事及び建設コンサルタント業務等

- 1 本通達による苦情処理の対象となる工事(建設工事に資格業者認定要領(水公達平成 9 年第 5 号)第 3 条に規定する工事をいう。以下同じ。)及び建設コンサルタント業務等(「測量・コンサルタント業務等有資格業者認定要領」(水公達平成 7 年第 5 号)第 3 条に規定する業種をいう。以下同じ。)は、次のとおりとする。ただし、独立行政法人水資源機構の行為を秘密にする必要があるもの並びに工事においては予定価格が 250 万円を超えないもの及び建設コンサルタント業務等においては予定価格が 100 万円

を超えないものを除くものとする。

- (1) 一般競争入札（政府調達に関する協定（平成7年条約第23号。以下「政府調達協定」という。）の適用を受けるものを除く。以下同じ。）に付した工事
  - (2) 公募型指名競争入札に付した工事
  - (3) 標準プロポーザル方式によった建設コンサルタント業務等
  - (4) 上記(2)並びに公募型競争入札及び簡易公募型競争入札以外の指名競争入札（以下「通常指名競争入札」という。）に付した工事又は建設コンサルタント業務等
  - (5) 随意契約によった工事又は建設コンサルタント業務等
- 2 政府調達協定の対象となる工事及び建設コンサルタント業務等並びに「公共工事の入札・契約手続の改善に関する行動計画」運用指針」（平成8年6月17日事務次官等会議申合せ）記4の対象となる建設コンサルタント業務等については、「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成7年12月14日付け政府調達苦情処理推進本部決定）に基づく政府調達苦情検討委員会による苦情処理が行われることに留意すること。

## 第2 一次苦情申立て

### 1 競争参加資格がないと認めた理由等の通知

契約職等は、一般競争入札において、競争参加資格確認申請書（競争参加資格確認資料を含む。以下同じ。）を提出した者のうち当該工事について競争参加資格がないと認めた者に対して、競争参加資格がないと認めた旨及び競争参加資格がないと認めた理由を通知するものとする。

また、公募型指名競争入札において、技術資料を提出した者のうち当該工事について指名しなかった者に対して、指名しなかった旨及び指名しなかった理由（以下「非指名理由」という。）を書面により通知するものとする。

さらに、標準プロポーザル方式において、技術提案書を提出した者のうち当該建設コンサルタント業務等について特定しなかった者に対して、特定しなかった旨及び特定しなかった理由（以下「非特定理由」という。）を書面により通知するものとする。

### 2 苦情の申立てができる者及び申立てができる範囲

苦情の申立てができる者及び申立てができる範囲は、次のとおりとする。

#### (1) 一般競争入札

競争参加資格確認申請書を提出した者のうち競争参加資格がないと認めた理由の通知を受理した者で、当該理由に対して不服がある者は、契約職等に対して競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。

総合評価落札方式における非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、契約職等に対して非落札理由についての説明を求めることができる。

#### (2) 公募型指名競争入札

技術資料を提出した者のうち非指名理由の通知を受理した者で、当該非指名理由に対して不服がある者は、契約職等に対して非指名理由について説明を求めることができる。

総合評価落札方式の場合にあっては、(1) の規定を準用する。

#### (3) 標準プロポーザル方式

技術提案書を提出した者のうち、契約職等による非特定理由の通知を受理した者で、当該非特定理由に対して不服がある者は、契約職等に対して非特定理由についての説明を求めることができる。

当該発注と同一の業種区分に登録がある有資格業者のうち、当該建設コンサルタント業務等の技術提案書の提出を求められなかったことに対して不服がある者は、契約職等に対して技術提案書の提出を求められなかった理由について説明を求めることができる。

#### (4) 通常指名競争入札

当該入札と同一の工事種類又は業種区分に登録がある有資格業者のうち、当該通常指名競争入札に参加できる者として指名されなかったことに対して不服がある者は、契約職等に対して非指名理由について説明を求めることができる。

総合評価落札方式の場合にあつては、(1)の規定を準用する。

#### (5) 随意契約((3)の場合は除く。)

当該契約と同一の工事種類に対応する建設業法(昭和24年法律第100号)の建設工事の種類について建設業の許可を有する者(建設業法第3条第1項に規定する「許可」を受けている者をいう。)又は当該契約と同一の業種区分の有資格業者で、当該契約の相手方として選定されなかった理由に対して不服がある者は、契約職等に対して当該契約の相手方として選定されなかった理由について説明を求めることができる。

### 3 苦情の申立ての方法

苦情の申立ては、次に掲げる期間内に、書面により、契約職等に対して行うことができるものとする。書面には、申立者の氏名及び住所、申立ての対象となる工事又は建設コンサルタント業務等、不服のある事項及び不服の根拠となる事項について記載するものとする。(様式自由)

(1) 記第2の2(1)に掲げる苦情にあつては、契約職等が競争参加資格がないと認められた理由の通知の期限の日の翌日から起算して5日(土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び年末年始等の休業日(以下「休日」という。)を含まない。)以内。

(2) 記第2の2(2)及び2(4)に掲げる苦情にあつては、契約職等が指名業者名の公表を行った日の翌日から起算してから5日(休日を含まない。)以内。

(3) 記第2の2(3)に掲げる苦情にあつては、契約職等が非特定理由の通知をした日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内。

また、記第2の2(3)に掲げる苦情にあつては、契約職等が業務の名称の公表を行った日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内。

(4) 記第2の2(1)、2(2)及び2(4)に掲げる苦情にあつては、契約職等が総合評価についての落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内。

(5) 記第2の2(5)に掲げる苦情にあつては、契約職等が随意契約の相手方の公表を行った日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内。

### 4 苦情の申立てへの回答

苦情の申立てがあった場合は、契約職等は苦情を申し立てることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に書面（以下「回答書」という。）により回答するものとする。ただし、記第2の2（3）に掲げる苦情にあっては、苦情を申し立てることができる最終日の翌日から起算して10日以内とする。

また、苦情件数が多数に及び等事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、回答期間を延長できるものとする。

#### 5 苦情の申立ての却下

契約職等は、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができるものとする。

#### 6 苦情の申立てについての教示

苦情の申立てができる旨の教示を次のとおり行うものとする。ただし、本通達における対象工事及び対象建設コンサルタント業務等に係るものに限る。

（1）一般競争入札、公募型指名競争入札又は標準プロポーザル方式にあっては、入札説明書、技術資料作成要領又は技術提案書の提出要請書（以下「入札説明書等」という。）に記第2の2（1）、2（2）又は2（3）に掲げる苦情申立てができる旨を教示すること。

（2）一般競争入札又は公募型指名競争入札であって総合評価落札方式を実施する場合は、入札説明書又は技術資料作成要領に、記第2の2（1）及び2（2）に掲げる苦情申立てができる旨を教示すること。

（3）標準プロポーザル方式又は通常指名競争入札にあっては、記第2の2（3）又は2（4）に掲げる苦情申立てができる旨を掲示すること等により教示すること。

（4）通常指名競争入札であって総合評価落札方式を実施する場合にあっては、記第2の2（4）に掲げる苦情申立てができる旨を掲示すること等により教示すること。

（5）随意契約にあっては、記第2の2（5）に掲げる苦情申立てができる旨を掲示すること等により教示すること。

#### 7 苦情処理手続についての明示

記第2の1から4までに定める手続については、次のとおり明示するものとする。ただし、本通達における対象工事及び建設コンサルタント業務等に係るものに限る。

（1）記第2の2（1）、2（2）及び2（3）に係る手続については、入札説明書等に記載すること。

（2）記第2の2（3）、2（4）及び2（5）に係る手続については、本社にあっては、総合受付において、支社及び局並びに建設所等にあっては、契約担当部課において掲示すること。

#### 8 苦情処理結果の公表

契約職等は、申立者に回答を行ったときには、申立者の提出した書面及び回答書を閲覧による方法により、速やかに公表するものとする。

### 第3 再苦情申立て

#### 1 再苦情の申立てができる者及び苦情申立てができる範囲

記第2の4の回答書を受理した申立者であって、回答書による説明に不服がある者は、

契約職等を経由して理事長に対して、再苦情の申立てを行うことができるものとする。

## 2 再苦情申立ての方法

(1) 再苦情の申立ては、契約職等から記第2の4の回答書を受け取った日から7日(休日を含まない。)以内に、書面により契約職等を経由して理事長に対して行うことができるものとする。

(2) 再苦情の申立てがあった場合は、理事長は、「入札等監視委員会の設置に関する規程」(水公規程平成6年第27号。以下「入札等監視委員会規程」という。)により設置される入札等監視委員会に審議を依頼するものとする。

なお、入札等監視委員会の審議に係る具体的な手続及び再苦情申立書の様式等については、入札等監視委員会規程によるものとする。

## 3 再苦情申立てへの回答

理事長は、申立者に対し、入札等監視委員会の審議の結果を踏まえた上で、入札等監視委員会から審議の報告を受けた日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内を目途に、その結果を回答するものとする。この場合において、申立てが認められなかったときは、申立てに根拠が認められないと判断された理由を示してその旨を、申立てが認められたときは、入札等監視委員会の意見を尊重し、その旨及びこれに伴い契約職等が講じようとする措置の概要を、再苦情申立者に対し明らかにするものとする。

## 4 再苦情申立ての却下

(1) 入札等監視委員会委員長は、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認めるときは、申立後7日(休日を含まない。)以内に専決により、その申立てを却下することができるものとする。

(2) 理事長は、前項の申立却下の決定を受けたときは、再苦情申立者に対し、速やかに却下の通知を行うものとする。

(3) 理事長は、前項の通知を行ったときは、再苦情申立書及び却下の通知書を閲覧による方法により、速やかに公表するものとする。

## 5 再苦情申立てについての教示

記第2の4の回答書に、再苦情申立てができる旨を教示するものとする。

## 6 再苦情処理手続についての明示

記第3の1から3までに係る手続については、第2の4の回答書に記載して明示するほか、記第2の7の方法により明示するものとする。

## 7 再苦情処理結果の公表

理事長は、再苦情申立者に回答を行ったときは、再苦情申立書及び回答書を閲覧による方法により、速やかに公表するものとする。